

愛知県内への移転を支援いたします

東日本大震災又はその間接的影響により、被災地域等（※）での事業活動に支障をきたす又はその恐れがあるため、事業所又は事業の一部を県内に移転する企業等（被災企業等）に補助金を交付します。

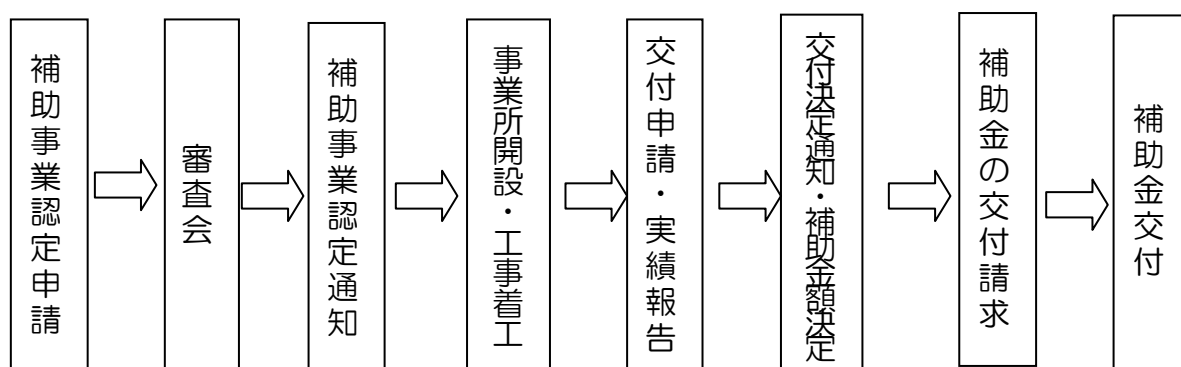
※被災地域等：東日本大震災の発生に伴う「災害救助法」の適用地域若しくは東北電力株式会社又は東京電力株式会社の電力供給区域

1. オフィスや工場等を賃借して県内に移転する場合

愛知県被災企業等緊急立地支援補助金

補助対象	県内で下記の物件を賃借して事業を実施する被災企業等 ※小売店舗、飲食店、風俗営業法等による事業や建設業、医療、教育等の産業分類に該当する事業者は対象になりません。 ※名古屋市が補助する企業等を除きます。 (1) オフィス (2) 工場(住居系用途以外の地域) (3) 研究施設
交付要件	県内に初めて進出する場合で、床面積を50㎡以上賃借または常時雇用者5人以上であること
補助対象経費	土地、建物、機械設備の賃借料（機械設備のみの賃借は対象外）
補助金額	賃借料6か月分以内
限度額	300万円/企業
受付時期	原則、建物等の賃貸借契約の締結前日までに、事業認定申請が必要です。

補助金交付手続きの流れ（イメージ）



2. 工場や機械装置等を新たに取得して県内に移転する場合

愛知県高度先端産業立地促進補助金（被災企業等向け）

補助対象	工場、研究所の全部又は一部を県内に移転するために、工場等を新増設する被災企業等		
対象分野	健康長寿関連、環境・エネルギー関連、航空宇宙関連、IT関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等		
交付要件		固定資産取得費用及び 操業のための初期費用の合計額	新規常用雇用者 (移転者含む)
	工場	大企業：5億円以上 中小企業：2,000万円以上	大企業：2人以上 中小企業：なし
	研究所	大企業：5,000万円以上 中小企業：2,000万円以上	なし
補助対象経費	固定資産取得費用(土地を除く)及び操業のための初期費用（機械設備輸送据付費や工場改修費）		
補助率	工場	10% (既設の工場内に新たに設備を設置する場合を含む)	
	研究所	20% (既設の研究所内に新たに設備を設置する場合は10%)	
限度額	10億円		
受付時期	原則、工事着工の前日までに、事業認定申請が必要です。		

※両補助金とも、平成24年度をもって終了する予定です。

※審査会により事業認定しますので、申請を受けても採択を保証するものではありません。

※制度の詳細は下記にお問い合わせください。

<問合せ先> **産業立地サポートステーション** 電話 052-954-6372

愛知県産業労働部産業立地通商課内 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県西庁舎7階

FAX 052-961-7693 Webページ:<http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/>

メールアドレス:ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp

産業立地サポートステーション・愛知（愛知県東京事務所）

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階 愛知県東京事務所産業誘致課内

電話 03-5212-9972 FAX 03-5212-9095